

神奈川県任期付職員（東日本大震災の被災地への派遣職員）の採用選考のお知らせ Q & A（よくある質問）集

1 応募関係書類（募集案内・申込書類）の入手先は。

- 県のホームページでダウンロードしてください。
[URL](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bu4/saiyou/ninki_r7_hisaichi.html)https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bu4/saiyou/ninki_r7_hisaichi.html
- 募集案内については、県政情報センター（新庁舎2階）、くらし安全防災局総務室総務経理G（西庁舎5階）、その他、各地域県政総合センターの県政情報コーナーなどでも入手できますが、申込書類については、県のホームページよりダウンロードしてください。

2 申込方法は電子のみか。

- 申込みについては、必ず電子申請で行ってください。
- 電子申請により申込みができない場合には、令和7年10月9日（木）正午までに神奈川県くらし安全防災局総務室総務経理グループ〔電話(045)210-3414、ファクシミリ(045)210-8829〕に御連絡ください（土日祝日を除く。）。

3 応募資格に「(2) 普通自動車運転免許を保有し、運転できる方」とあるが、車は必要か。

- 車の持ち込みを採用の条件とはしていません。
- ただし、電車やバスの本数が少ないところもあり、派遣している多くの方が通勤や日常生活で車を利用しています。
- また、仕事においても、現場に行く際には、公用車を運転する機会もあります。

4 派遣先の住居はどうなるのか。

- 派遣先の自治体により、借上住宅や公舎が用意されることもあります。
- なお、場所や広さの関係で、ご自分でアパートなどを借りられる事例もあり、この場合、神奈川県の住居手当の対象となる場合があります。

5 応募資格にある実務経験3年以上とは、通算か、連続した期間か。

- 常勤・非常勤は問わず、職員（週当たりの勤務時間が29時間以上の人が該当する。）として、6ヶ月以上継続※して勤務した期間を「実務経験」とし、その期間を通算します。
- 「実務経験」は、月初から月末までを1か月と換算し、1か月未満の端数は、その端数をすべて合算して、30日をもって1か月と換算します。さらに1か月未満の端数が生じたときは、これを1か月とみなします。

- なお、週当たりの勤務時間が、法令等に定められた正規の勤務時間未満かつ、29 時間以上の場合は、職務経験年月（月に換算）と日にそれぞれ 3/4 を乗ずるものとします。

※ 「6ヶ月以上継続」とは、暦上の6ヶ月であり、3/4換算後ではない。

6 福島県では、避難指示区域での業務などもあるのか。

- 避難指示区域の自治体も派遣先となっており、一部の自治体（例：福島県庁や浪江町）では、避難指示区域内での業務に従事する場合があります。
- 避難指示区域内での業務に従事する場合には、立入前にご本人様から同意を得るとともに、線量の確認や装備の着用等、安全対策に十分配慮します。
- また、避難指示区域内で業務に従事する場合で、派遣先の支給要件に該当する場合には、特殊勤務手当が派遣先から支給されます。

7 任期の更新はあるのか。（任期の延長はあるのか。）

- 派遣先自治体からの要請等により、更新（延長）されることがありますが、現在のところ翌年度以降の更新（延長）は未定となります。
- なお、更新（延長）する場合でも、法律（「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」第6条第1項）により、任期の上限は5年となっています。
- また、これまでに神奈川県で東日本大震災の被災地派遣任期付職員として勤務していた場合、その期間も通算して、上限は5年となります。

8 採用予定日はいつか。

- 令和8年4月2日からの採用を予定していますが、派遣予定先の状況等により、採用日・勤務日に変更となる場合があります。
- なお、現在公務員として働いている方については、退職日と本県採用日は1日以上空けて採用します。

9 支給される手当について教えてほしい。

- 任期の定めのない職員と同様に、一定の要件を満たせば支給されます。
 - ・ **住居手当**
派遣先が用意した住居ではなく、ご自分で民間賃貸住宅を借りた場合は、神奈川県の規定に基づき、神奈川県から家賃の一部が支給されます。
 - ・ **扶養手当**
ご家族を扶養する場合、神奈川県の規定に基づき、神奈川県から支給されます。
 - ・ **単身赴任手当**
支給要件を満たす場合、神奈川県の規定に基づき、神奈川県から支給されます。

- ・ **災害派遣手当**

派遣先自治体の規定に基づき、派遣先自治体から支給されます。

- ・ **通勤手当**

派遣先自治体の規定に基づき、派遣先自治体から支給されます。

- ・ **赴任旅費、帰任旅費**

原則として派遣先自治体の規定に基づき、派遣先自治体から支給されます。

ただし、原則として派遣職員の旧住居（採用確定通知を受けた住所）から神奈川県庁までの間の赴任旅費については、神奈川県がその関係規定に基づいて支給します。

なお、神奈川県では年末年始に1回、神奈川県が帰任旅費を負担し、「帰庁報告会」を行っています。

10 既に神奈川県で東日本大震災への被災地派遣任期付職員として5年間の任期を満了しているが、東日本大震災の被災地ではなく別の被災地への業務であれば応募可能か。

○ 派遣先が東日本大震災の被災地ではなく、別の被災地であれば、任期は新たに5年間を超えない範囲で採用することができます。

○ なお、今回募集においては、別の被災地からの要請があった場合、今後派遣予定先が追加される場合がありますが、現時点では未定です。

以上